

第3次亀山市総合計画等策定業務委託仕様書

亀山市

[政策部 政策推進課]

1. 業務名

第3次亀山市総合計画等策定業務

2. 業務目的

本業務は、令和7年度末をもって「第2次亀山市総合計画」の計画期間が終了することから、亀山市総合計画条例に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営を図ることでまちづくりを一層推進するために策定する「(仮称)第3次亀山市総合計画」(以下「第3次総合計画」という。)の策定支援を行うものである。

併せて、令和7年度末をもって「第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が終了することから、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案し策定する「第3期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略(人口ビジョンを含む。)(以下「地方版総合戦略」という。)」の策定支援も行うものである。

3. 第3次総合計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

令和7年度末をもって「第2次亀山市総合計画」の計画期間が終了することから、亀山市総合計画条例に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営を図ることでまちづくりを一層推進するため、「第3次総合計画」を策定することとする。

(2) 計画策定の視点

第3次総合計画は、亀山市まちづくり基本条例を踏まえつつ、次の視点を重視して策定することとする。

1) 人口減少の抑制・持続可能で活力あるまちづくり

人口減少社会の中において、中長期的視点に立った人口減少の抑制を図るとともに、地域経済動向や財政状況、中長期的な公共施設のあり方等を見通し、持続可能で活力あるまちづくりに取り組むこととする。

2) 市民の参画の機会の確保

計画策定における様々な段階において、市民の参画しやすい環境づくりに取り組むこととする。中でも、将来を担う若い世代や子育て世代の意見を取り入れる機会を重点的に確保することとする。

3) 土地利用動向を見据えた都市形成

本市は、コンパクトプラスネットワークの都市形成を進める中で、リニア中央新幹線の三重県駅誘致をはじめ、鈴鹿亀山道路の整備促進、新庁舎の建設予定地の選定等、中長期的なまちづくりを展開する上での大きな転換点を迎えてつつあるため、こうした

土地利用動向を見据えつつ、都市空間形成方針を取りまとめることとする。

4) 外部環境の変化への適応

不確実性・変動性の時代において、緊迫化する国際情勢や複雑な社会経済情勢への対応に加え、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、GX（グリーントランスフォーメーション）の実現、SDGsの達成等、外部環境の変化に適応した計画策定に取り組むこととする。

(3) 計画の構成及び期間

第3次総合計画は、亀山市総合計画条例第2条の規定に基づき「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で策定を進める。また、計画期間は基本構想を8年、基本計画及び実施計画を前期・後期の各4年間とする。

【基本構想】

市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示したものであり、本市の将来を見据え、まちづくりの目標を明らかにするもの。なお、計画期間は令和8年度から令和15年度の8年間とする。

【基本計画】

基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示したものであり、基本構想の具現化を図るための基本的な考え方、施策の展開方針を分野別に明らかにするもの。なお、計画期間は、前期基本計画を令和8年度から令和11年度の4年間、後期基本計画を令和12年度から令和15年度の4年間とする。

【実施計画】

基本計画の具体的な実施に関して策定する計画であり、総合計画に掲げる施策を推進するために行う主要な事業を明らかにするもの。なお、計画期間は、基本計画と同様とする。

【計画期間図】

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
基本構想	8年間							
基本計画	前期基本計画(4年間)				後期基本計画(4年間)			
実施計画	前期実施計画(4年間)				後期実施計画(4年間)			

4. 地方版総合戦略の概要

(1) 戦略策定の趣旨

日本の総人口が減少する中、本市においても人口が減少傾向にあり、今後、本格的な人口減少が進行することが予測される。

そこで、令和7年度末をもって「第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が終了することから、これまでの地方創生の取り組みにおける成果や課題を分析し、新たに第3期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することとする。

また、本市における人口の現状と目指すべき人口の将来展望を示した人口ビジョン(平成29年2月改訂)について、新たな人口動態等を分析し、地方版総合戦略とあわせて改定を行うこととする。

(2) 戦略策定の視点

国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案するとともに、第3次総合計画と整合を図り、地方版総合戦略を策定することとする。

なお、策定にあたっては、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において施策の方向として示された、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上を図るため、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくる、の4つの取り組みを推進することを目指し、戦略を策定することとする。

(3) 戦略の期間

第3期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間は、第3次総合計画の計画期間と整合を図り、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

また、人口ビジョンについては、現行の人口ビジョンの期間である令和42年(西暦2060年)とする。

5. 策定体制

(1) 第3次総合計画策定体制

1) 亀山市総合計画審議会

庁内において策定した総合計画(案)を諮問し、答申を受けるもので、有識者、関係団体の代表者、公募委員等により構成する。

2) 庁内策定体制

① (仮称) 総合計画策定本部会議

第3次総合計画の全体調整及び策定を行うもので、庁内の部長級以上の者で構成する。

②（仮称）総合計画検討調整会議

第3次総合計画における基本構想案及び基本計画案の策定、に向けた、検討・調整を行うもので、課長級以上の者で構成する。

③（仮称）総合計画策定プロジェクトチーム

第3次総合計画（基本構想及び基本計画）の具体的な検討及び素案等の作成を行うもので、政策分野ごとに市長が指名した職員で構成する。

（2）地方版総合戦略策定体制

1）亀山市地方創生会議（現行組織）

庁内において策定した地方版総合戦略(案)に対し、総合的かつ専門的な意見を聴くもので、学識経験者、産学民官の各分野の有識者、市民等により構成する。

2）庁内策定体制

①亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部会議（現行組織）

地方版総合戦略案の策定を行うもので、庁内の部長級以上の者で構成する。

（3）市民参画等

第3次総合計画の策定にあたっては、市民の意向をきめ細かに汲み取り、計画に十分に反映する必要があるため、多様な手法による市民参画等に取り組む。

1）市民アンケート調査

市民アンケートを実施し、従前の調査からの経年変化を把握するとともに、社会変化等による新規調査項目についても調査を行います。なお、デジタルの手法等、多様な手法を用いた調査を実施する。

2）公募委員の参画

第3次総合計画の審議を行う総合計画審議会への公募委員の登用を積極的に行う。

3）パブリックコメント手続きの実施

「亀山市市長部局におけるパブリックコメント手続きに関する方針」に基づき、パブリックコメント手続きを実施する。

4）様々な世代の意見反映

様々な世代の方との意見交換や意向調査等を行い、計画への反映を図る。

5）地域や関係団体の意見反映

市内の関係団体等とまちづくり等に関する意見交換や意向調査等を行い、計画への反映を図る。

6) 公民連携の取り組み

企業人や若者等の多様な人材と行政との連携を図る。

7) 若手職員による政策・事業提案

若手職員による様々な提案の計画への反映に取り組む。

(4) 市議会への報告・情報共有等

策定の進捗状況や総合計画審議会の審議状況等について、適宜市議会への報告を行う等、情報共有を図る。また、第3次総合計画（基本構想及び基本計画）は、議会の議決を経て策定する。

5. 業務期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで
（令和6年度から令和7年度までの継続業務）

6. 業務場所

亀山市内

7. 業務の内容

(1) 第3次亀山市総合計画策定業務

1) 基礎調査・都市構造分析【令和6年度想定】

外部マクロ環境の調査分析や都市構造の分析、既存行政計画等の整理等を行うとともに、都市空間形成方針作成に関する基礎資料作成等を行うこと。

また、人口ビジョンと連携し、基本構想の計画期間における将来推計人口について整理を行うこと。

2) 第2次総合計画の評価検証・総括とまちづくりの課題の抽出等【令和6年度想定】

庁内ヒアリングに対する資料の作成等の支援、結果の整理・分析を含めた第2次亀山市総合計画の総括への支援を行うとともに、第3次総合計画に向けた総括等の反映方法の整理を行うこと。

3) 市民参画等への支援【令和6年度、令和7年度想定】

令和5年度に市内に居住する1,200人を対象に実施した市民アンケート調査の

結果を踏まえ、計画策定に必要な項目等の整理・分析、意見聴取方法の検討を行うとともに、SNS等の活用も含めた、様々な世代（高校生、子育て世代、移住者等）や地域、関係団体の意見聴取への支援を行うこと。

企業人など多様な人材と行政が連携し新たな施策等について検討する等、公民連携の取り組みへの支援を行うこと。

4) 会議等の運営支援【令和6年度、令和7年度想定】

亀山市総合計画審議会及び庁内策定体制による会議の運営や資料作成、意見集約等の支援を行うこと。

<会議の開催予定回数>

① 亀山市総合計画審議会

- ・ 3回（令和6年度）
- ・ 6回（令和7年度）

②（仮称）総合計画策定本部会議

- ・ 4回（令和6年度）
- ・ 8回（令和7年度）

③（仮称）総合計画検討調整会議及び（仮称）総合計画策定プロジェクトチーム

- ・ 必要に応じて、随時開催

5) 計画案等の作成・調整【令和6年度、令和7年度想定】

基本構想案及び基本計画案の作成に向けた資料の作成や計画案（骨子案、中間案、素案等）の作成及び調整を行うこと。

6) その他

第3次総合計画の策定に関して必要と認められる業務を行うこと。

(2) 地方版総合戦略策定業務

1) 地方版総合戦略の策定方針の作成【令和6年度想定】

第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証・評価に加え、国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案し、地方版総合戦略の策定の方針及び策定スケジュール等について検討を行い、発注者と協議の上、策定方針を作成すること。

2) 関連データの収集分析・将来人口の推計及び目指すべき人口の将来展望の設定等【令和6年度想定】

第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証・評価を行うとともに、地方

版総合戦略策定に向けた関連データの収集や分析、人口ビジョン策定に向けたデータの整理や人口の将来展望等を行うこと。

3) 会議等の運営支援【令和6年度、令和7年度想定】

亀山市地方創生会議及び庁内策定体制による会議の運営や資料作成、意見集約等の支援を行うこと。

<会議の開催予定回数>

①亀山市地方創生会議

・ 2回（令和6年度）

・ 2回（令和7年度）

②亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部会議

・ 2回（令和6年度）

・ 2回（令和7年度）

4) 地方版総合戦略（案）の作成・調整【令和6年度、令和7年度想定】

地方版総合戦略策定に向けた様々な検討結果の整理や、会議及びパブリックコメントにおける意見集約等を行い、地方版総合戦略（案）及び人口ビジョン（案）の作成・調整を行うこと。

5) その他

地方版総合戦略の策定に関して必要と認められる業務を行うこと。

8. 成果品

業務の成果品として、次に掲げるものを各2部提出するものとする。また、併せて電子データを提出するものとする。なお、電子データは、Microsoft Word、Excel または PowerPoint で、読込及び編集・加工ができるものを原則とする。

(1) 第3次亀山市総合計画策定業務

1) 基礎調査・都市構造分析結果報告書

2) 市民意見のとりまとめ結果報告書

3) 基本構想・基本計画中間案

4) 基本構想・基本計画案

5) 基本構想・基本計画完成版

6) その他策定業務に係る作成資料等

(2) 地方版総合戦略策定業務

1) 関連データの収集分析・とりまとめ等に係る結果報告書

- 2) 地方版総合戦略案
- 3) 地方版総合戦略完成版
- 4) その他策定業務に係る作成資料等

9. その他

(1) 打合せ等

業務の実施にあたっては、発注者と十分打ち合わせを行い、作業を進めること。また、関連法令をはじめ、国・県等のマニュアル・手引きその他を十分に参照し、業務を実施すること。

(2) 業務の実施時期

業務の実施時期については、亀山市総合計画審議会、亀山市地方創生会議、庁内策定組織等との調整期間を含むものとする。また、策定の進捗によって変更となる場合がある。なお、庁内策定組織等の名称は変更となる場合がある。

(3) 秘密の保持

本業務の遂行において知り得た個人情報等を他人または外部に漏らさないこと。

(4) 委託料の支払い

年度毎に受託者からの完成報告を受け、発注者が検収したあと、各年度の予算の範囲内で完了分の委託料を支払うこととする。

(5) 著作権等

本業務のために作成した図書等の著作権、著作権は発注者に帰属するものとする。

(6) 環境負荷の軽減

本業務の遂行に当たっては、節電、アイドルングストップ等、省資源や省エネに努めるなど、環境負荷の軽減に十分配慮すること。

(7) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項の解釈について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受託者が協議の上、これを定めることとする。

10. 業務にあたっての参考資料

業務にあたっての参考資料は、亀山市ホームページの下記アドレスより取得すること。

(1) 第2次亀山市総合計画

<https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2017032800056/>

(2) 第2期亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び亀山市人口ビジョン

<https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2015071600026/>

(3) 行政評価（施策評価及び事務事業評価）

<https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2023080700026/>